

インボイスの記載事項に誤りがあった場合の対応

- 受領したインボイスに誤りがあった場合の対応は、大きく分けると、以下のとおり
 - ① 売手から修正インボイスの交付を受ける
 - ② 正しい内容の仕入明細書を作成し確認を受ける
- 買手が自ら受領したインボイスを修正することは認められないものの、修正した内容を売手に確認を受けることも、②の対応の一つとして認められる

受領したインボイスに
誤りがある場合



税額50の
例 ところが、100
になっている

① 売手から修正インボイスの交付を受ける



修正したインボイス

税額を50に修正



② 正しい内容の仕入明細書を作成し確認を受ける



仕入明細書

正しい税額50を記載

OKです



※ 受領したインボイスを修正し、その内容の確認を受けることも可能



代わりに



受領したインボイス
を自ら修正

OKです



※ 確認を受ける方法は、電話等によることも可能です